

# 職員の給与等に関する報告・勧告の概要

平成 17 年 10 月 6 日  
福島県人事委員会

## 本年の報告・勧告の特徴

- 年間給与の減額改定（行政職平均△7,396円、△0.11%）
  - ・ 2年ぶりに月例給の引下げ改定（給料月額引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ）
  - ・ 期末・勤勉手当（ボーナス）の引上げ（0.05月分）
- 給与構造の抜本的な改革を実施
  - ・ 中・高齢層職員の給料月額引下げ（最大△7%）による給与カーブのフラット化
  - ・ 年4回の昇給時期を年1回（1月1日）に統一

## 1 職員給与と民間給与との較差

本委員会は、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の627の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって140事業所を抽出し、職種別民間給与実態調査を実施した。

その結果、本年4月における職員給与と民間給与との較差は次のとおりである。

職員給与月額 396,623円 民間給与月額 394,512円 公民較差 △2,111円（△0.53%）

※ 給料の特別調整額（管理職手当）の減額を考慮した場合 公民較差 △1,318円（△0.33%）

## 2 勧告事項の内容

### (1) 本年の給与較差に基づく改定

#### ア 給料表

行政職給料表を、すべての級のすべての給料月額について引下げ改定（改定率△0.3%）

その他の給料表についても行政職給料表との均衡を基本に引下げ改定

#### イ 初任給調整手当（医師に対する手当の最高支給限度額の改定）

(ア) 医療職給料表(-)適用者（医師及び歯科医師） 306,900円（現行 307,900円）

(イ) 上記以外の者（医系教員等） 50,000円（現行 50,200円）

#### ウ 扶養手当

扶養親族である配偶者等に係る支給月額の改定 13,000円（現行 13,500円）

#### エ 期末・勤勉手当等（ボーナス）

年間支給月数を0.05月分引上げ改定 年間4.45月分（現行 4.40月分）

期別支給割合（一般職員）

		6 月 期	12 月 期	合 計
17 年 度	期 末 手 当	1.4 月（支給済み）	1.6 月（改定なし）	3.0 月（改定なし）
	勤 勉 手 当	0.7 月（支給済み）	0.75 月（現行0.7月）	1.45月（現行1.40月）
	合 計	2.1 月（支給済み）	2.35 月（現行2.3月）	4.45月（現行4.40月）
18 年 度	期 末 手 当	1.4 月	1.6 月	3.0 月
	勤 勉 手 当	0.725月	0.725月	1.45月
	合 計	2.125月	2.325月	4.45月

県立大学の学長等の期末特別手当、特定幹部職員、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数の引上げ、期別の再配分を行う。

## オ 改定の実施時期等

### (ア) 改定の実施時期

職員の給与に関する条例等の一部改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施。ただし、平成18年度以降の勤勉手当の支給割合の改定については、平成18年4月1日から実施

### (イ) 平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、4月の給与に較差率を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月期のボーナスの額に較差率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当及び期末特別手当の額で調整（較差率△0.33%）

## (2) 給与構造の改革のための改定

### ア 基本的な考え方

給与構造の改革については、人事院は改革の背景やその必要性を踏まえ、改革すべき事項を示した（①公務員給与に地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し、②年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換、③勤務実績の給与への反映）。これは、全国に展開する国家公務員を対象にした改革だけではなく、給与制度の抜本的な構造改革も含まれている。このため、本県としては、地方公務員法の趣旨に沿って、給与制度については国に準拠することを原則としながらも、他の都道府県等の動向等にも留意し、所要の改革を行う必要

### イ 給料表及び給料制度の見直し

#### (ア) 行政職給料表の見直し

- ・ 中高年齢層について引下げを行うことにより、給与カーブをフラット化
- ・ 現行1級・2級（係員級）及び4級・5級（主査級）の統合。職務の複雑・高度化に対応した級の新設（11級制→10級制）
- ・ 現行の1号給を4分割

#### (イ) 行政職給料表以外の給料表の見直し

行政職給料表との均衡を基本として、職務の級及び号給構成などの見直し

#### (ウ) 給料の調整額の見直し

給料表との整合性を確保

### ウ 地域手当の新設

- ・ 現行の調整手当に替えて、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し地域手当を支給（県外事務所勤務職員ほか）
- ・ 医師に対する調整手当の特例についても、地域手当の特例として措置  
なお、現行の調整手当の異動保障同様に、国家公務員に対して講じられる地域手当の異動保障制度については、本県では、既に調整手当において、異動保障を廃止していることから、地域手当においてもこれを導入する必要は認められない

### エ 勤務実績の給与への反映

#### (ア) 昇給制度の改定

- ・ 特別昇給と普通昇給を統合
- ・ 年4回の昇給時期を年1回（1月1日）に統一
- ・ 55歳昇給停止制度を廃止し、55歳以上の昇給について昇給幅を通常の半分程度に抑制

(イ) 勤勉手当制度の改定

6月期・12月期の勤勉手当の「良好（標準）」に係る成績率等の改定

(ウ) 昇格時の号給決定方式の改定

昇格時の号給決定について、いわゆる1号上位昇格制度を廃止し、どの号給からでも一定の昇格メリットが生じるよう改定

オ 実施時期及び段階的導入期間の特例措置

(ア) 給料表等の実施時期と経過措置

- ・ イからエについては、平成18年4月1日から実施
- ・ 新給料表を平成18年4月1日から適用し、同日にすべての職員の給料月額を新給料表に切替え
- ・ 経過措置として新旧給料月額の差額を支給
- ・ 給料の調整額の改定も平成18年4月1日から施行

(イ) 地域手当の実施方法

地域手当は平成18年度から段階的に実施し、平成22年度に完成

(3) その他の課題

ア 公立学校教員の給与

給与構造の改革を行うこととしているが、手当等についても検討していく必要

イ 特殊勤務手当等

今後も必要に応じ適切に点検・見直しを行っていく必要

ウ 通勤手当

最近のガソリン価格の急騰による自動車等交通用具使用職員の通勤の実情を考慮し、その支給額について検討する必要

エ 公民比較方式の見直し

人事院では比較の方法等について検討を行っていくこととしているため、留意する必要

オ 公務員制度改革について

より客観的な評価制度の導入・試行に向けた能力・実績重視の人事制度の枠組みを検討していく必要

カ 総実勤務時間の短縮について

引き続き事務の合理化、業務執行体制の見直しに努め、超過勤務時間の一層の縮減に向けた取り組みを進める必要

キ 男女共同参画社会の実現に向けて

男女の別なく個々の職員が持てる力を十分発揮していけるような環境づくりについて、引き続き積極的に取り組んでいく必要

また、職業生活と家庭生活の両立支援を推進するため、育児休業や特別休暇等の拡充が図られているが、男性職員の利用促進に向けた環境整備に努める必要

ク 服務規律の確保について

より一層、職員の服務規律遵守の徹底を図るとともに、再発防止に努める必要

(参考資料)

### 勧告が実施された場合の標準モデルにおける給料月額等の試算

※ 平成18年3月まで

#### 1 年間給与の減少額（行政職の場合）

		給料月額		給与月額等 減少額 (a)	期末・勤勉手 当増加額 (b)	年間給与の減 少額 (a) + (b)
		勧告前	勧告後			
係員	配偶者	円	円	円	円	円
30歳		236,400	235,700	△14,400	7,205	△7,195
主査	配偶者 子2人	328,500	327,500	△18,000	11,073	△6,927
38歳						
参事	配偶者 子2人	451,100	449,600	△26,676	16,762	△9,914
52歳						
部長	配偶者	567,100	565,200	△34,092	27,555	△6,537
57歳						
平均	配偶者 子2人	357,032	355,876	△19,872	12,476	△7,396 (△0.11%)
42.3歳						

(注) 1 給料月額には、給料の調整額、諸手当等は含まない。

2 上記の例は、一つのモデルケースであり、世帯構成、昇格等の違いにより各職員ごとに異なる。

#### 2 平均給料月額（主な給料表）

区分	人員	平均年齢	平均給料月額		平均改定額
			現行	改定後	
行政職	人	歳	円	円	円
	6,095	42.3	357,032	355,876	△1,156
公安職	3,114	42.2	367,465	366,309	△1,156
教育職(二)	5,106	42.3	378,010	376,773	△1,237
小学校・中学校教育職	11,225	42.2	382,524	381,280	△1,244
医療職(二)	402	43.8	366,970	365,787	△1,183
医療職(三)	671	37.7	326,004	324,970	△1,034

#### 3 改定内容（行政職の場合）

区分	改定額	改定率
合計	円 △1,400	% △0.35
給料月額	△1,156	△0.29
諸手当等	△244	△0.06
平均給与月額	現行 395,830 (396,623) 円	
	改定額 △1,400 円	
	改定後 394,430 円	
平均年齢	42.3 歳	

(注) 平均給与月額は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、給料の特別調整額、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等及び寒冷地手当（月額相当額）の合計額である。

(注) 平均給与月額の現行額の（ ）内の数値は、給料の特別調整額の減額措置を考慮しない場合の額である。

#### 4 最近10年間の改定額等の状況（行政職の場合）

年度	区分	本 県		国	
		改定額（円）	改定率（％）	改定額（円）	改定率（％）
平成17年度		△1,400	△0.35	△1,389	△0.36
	（給料月額）の状況	△1,156	△0.29	△1,054	△0.28
平成16年度		△352	△0.09	△246	△0.06
	（給料月額）の状況	0	0.00	0	0.00
平成15年度		△4,310	△1.09	△4,054	△1.07
	（給料月額）の状況	△3,852	△0.98	△3,446	△0.91
平成14年度		△7,816	△1.96	△7,770	△2.03
	（給料月額）の状況	△7,060	△1.77	△6,408	△1.67
平成13年度		125	0.03	313	0.08
	（給料月額）の状況	0	0.00	0	0.00
平成12年度		470	0.12	434	0.12
	（給料月額）の状況	0	0.00	0	0.00
平成11年度		934	0.24	1,034	0.28
	（給料月額）の状況	932	0.24	979	0.26
平成10年度		2,776	0.73	2,785	0.76
	（給料月額）の状況	2,268	0.60	2,247	0.62
平成9年度		3,577	0.96	3,632	1.02
	（給料月額）の状況	3,122	0.84	3,075	0.86
平成8年度		3,199	0.87	3,336	0.95
	（給料月額）の状況	3,011	0.82	2,980	0.85

（注）平成16年度の改定額及び改定率については、寒冷地手当改正による影響を考慮した。